

株式譲渡契約書

合同会社 EFI ファンド（以下「売主」という。）及び利回市場株式会社（以下「買主」という。）とは、売主が保有する株式会社 ミュゼホールディングス（以下「対象会社」という。）の発行する株式の譲渡等に関し、以下のとおり株式譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（前提条件）

本契約日締結時現在、対象会社は、船井電機・ホールディングス株式会社の潜在株を含む全株式（100%）である 542 株を保有している。船井電機・ホールディングス株式会社は、船井電機株式会社の潜在株を含む全株式（100%）を保有している。

第2条（対象会社情報）

社名：株式会社 ミュゼホールディングス

代表者名：上田 智一

住所：神奈川県 [REDACTED]
[REDACTED]

潜在株を含む全株式数：普通株式 100 株（別紙株主名簿を添付）

譲渡株式数：普通株式 100 株（潜在株を含む全株式数の 100%）

第3条（譲渡価額）

本株式の譲渡価額は、対象会社における 2024 年 9 月 27 日時点の潜在株を含む全株式数（100%）100 株を、合計 5,000,000 円（以下「本譲渡価額」という。）とする。

第4条（本株式の譲渡）

第3条で定める譲渡価額を現金または売主の指定した口座へ着金した日は、2024 年 9 月 12 日であるが、売主と買主は、本日をもって、売主が保有する対象会社の普通株式 100 株（以下「本株式」という。）を買主に譲り渡し、買主はこれを譲り受ける。

第5条（本件株式譲渡の実行）

買主は、2024 年 9 月 12 日に、現金または売主が指定する銀行口座に振り込む方法で本譲渡価額をすでに支払っているので、本日本件株式譲渡を実行する。

第6条（誓約事項）

売主及び買主は、本株式譲渡に必要となる一切の手続を相互に協力して行う。

第7条（売主による買主への保証）

売主は、本合意書締結時及び実行日の時点において、買主に対し次の各号の事項が真実かつ正確であることを保証する。

- 対象会社が適法に設立され存立していること。
- 対象会社の事業運営が適法、適正に行われていること。
- 売主は、本株式を全て有効且つ適法に保有しており、本株式の全てについて、株主としての地位を対象

会社及び第三者に対して対抗可能であること。

- (4) 売主の保有する本株式には、質権、抵当権、先取特権、譲渡担保その他の担保権若しくは担保権に類似する権利、又は請求その他の一切の負担又は制約も存在しないこと。
- (5) 売主が買主に対して本株式を譲渡することについて、対象会社の取締役会の譲渡承認手続等必要な手続きが完了していること。
- (6) 売主は本株式譲渡を行うために会社法その他の法令上要求される手続きを全て履践しており、本株式譲渡は適法に実施されていること。本株式譲渡について、売主の株主から異議の申し立て、その他本株式譲渡に関して紛争等が生じておらず、また紛争等が生じるおそれもないこと。

第 8 条（誠実協議）

売主及び買主は、本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決するものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、売主、買主が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 9 月 27 日

売主：東京都 [REDACTED]

合同会社 EFI ファンド

代表社員 福井 啓介



買主：東京都中央区晴海三丁目 13 番 [REDACTED]

利回市場株式会社

代表取締役 古寺 カルメリーナ

